様式第２号(第１条の４関係)　及び　様式第４号(第２条関係)

敦賀市長　殿

児童手当・特例給付 受給資格認定請求書・額改定認定請求書(額改定届)

受付確認印

下記のとおり、児童手当・特例給付受給資格の認定を請求します。
また、申請者及び配偶者は、敦賀市が受給資格審査ため所得状況を課税台帳等で確認することに同意します。

提出年月日
令和　　年　　月　　日

○裏面の注意に従い**太枠内の事項について楷書で正確に記入(該当項目は○またはレを記入)**すること。

請求区分(該当項目にレ)	□ 新規受給資格認定　／　□ 増額改定　／　□ 減額改定

(受給者)	ﾌﾘｶﾞﾅ		住所(住民票)	敦賀市 (電話番号)　－　－	
	氏名				
	個人番号				
	性別	男・女	生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	1月1日時点の住所 (上欄に異なる場合に記入してください。)
	職業	□被用者(厚生年金等) □非被用者(国民年金・未加入) □公務員(共済年金 職場：　　)			
(妻・配偶者・夫)	ﾌﾘｶﾞﾅ		住所(住民票)	□ 請求者(受給者)と同居(記入省略) (電話番号)　－　－	
	氏名		□ 配偶者無		
	個人番号				
	性別	男・女	生年月日	明・大 昭・平　年　月　日	1月1日時点の住所 (上欄に異なる場合に記入してください。)
	職業	□被用者(厚生年金等) □非被用者(国民年金・未加入) □公務員(共済年金 職場：　　)			

増減額事由(額改定の場合)	
	□ 出生　□ 監護養育する子どもが増えた □ 死亡　□ 監護生計関係がなくなった □ 国内に住所を有しなくなった(留学を除く) □ 未成年後見人・父母指定者でなくなった □ 里親等への委託または児童福祉施設等への入所 □ その他
発生年月日	令和　　年　　月　　日

振込先金融機関(額改定は記入不要)		
	(金融機関名) 銀行・信金 労金・農協 その他	本店・支店 出張所 その他
名義(ｶﾀｶﾅ)	(請求者名義でなければ不可)	
番号(右詰)		

支給要件児童または増減額の原因の児童	氏名	続柄	生年月日	住所(請求者との同居・別居の別)	監護養育(養育していれば有)	生計関係(父母は同一,他は維持)	出国年月(海外留学中の場合)	児童との関係(該当する場合にレ)	3歳未満の児童○印	3歳以上小学校修了前の児童○印	小学校修了後中学校修了前の児童○印
	①		平成・令和　年　月　日	同居・別居(申立書のとおり)	有・無	同一・維持	令和　年　月	□未成年後見人 □父母指定者 □同居父母			
	②		平成・令和　年　月　日	同居・別居(申立書のとおり)	有・無	同一・維持	令和　年　月	□未成年後見人 □父母指定者 □同居父母			
	③		平成・令和　年　月　日	同居・別居(申立書のとおり)	有・無	同一・維持	令和　年　月	□未成年後見人 □父母指定者 □同居父母			
	④		平成・令和　年　月　日	同居・別居(申立書のとおり)	有・無	同一・維持	令和　年　月	□未成年後見人 □父母指定者 □同居父母			
	⑤		平成・令和　年　月　日	同居・別居(申立書のとおり)	有・無	同一・維持	令和　年　月	□未成年後見人 □父母指定者 □同居父母			

加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別　(記号・番号)	□厚生年金保険 (□私立学校教職員共済 □国家公務員共済 □地方公務員等共済) □国民年金　□その他(未加入等)	譲渡所得(不動産売却等の所得)	有・無	処理年月日	令和　　認定・改定・却下
		所得の状況		支給開始(改定)年月	令和　年　月分から支給(改定)
扶養親族等及び児童の数　人 (うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族合計数　人)		令和　年分所得額 円		□ 出生日の翌日から15日以内の請求のため出生月の翌月分から支給(改定)	□ 転出予定日から15日以内の請求のため転出予定月の翌月分から支給(改定)

支給対象人数/手当月額合計	
3歳未満	円
3歳～小学生	円
中学生	円
合計　人	,000円

※事務処理欄

令和　年分所得の合計額	控除						控除後の所得額	所得制限限度額(手当区分)		審査結果	
	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	障害者控除額 障　人・特障　人	寡婦・寡夫勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除				被用区分	
円	円	円	円	円	円	80,000円	円	,000円	児童手当	認定番号	

認定請求事由		転出予定日(転入者の場合)		備考		入力		確認	

（　　裏　　面　　）

〈記入上の注意〉

１．この用紙は、受給資格者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする子ども(１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいいます。)に異動があり、その結果、子ども手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる子どもについて記入の上、提出してください。なお、子ども手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。

２．「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。ただし、施設入所等で実際の居所が住民票上の住所と異なる場合は、実際の居所を記入してください。

３．「配偶者」の欄は、配偶者がいる場合に記入してください。なお、配偶者には、子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

４．「職業」の欄は、請求者(受給者)及び配偶者それぞれが加入している年金等が、「厚生年金保険・私立学校教職員共済(又は国家公務員共済・地方公務員等共済)」に該当する場合は「被用者(又は公務員)」の「□」に「レ」を(公務員は職場名も)記入し、「国民年金・その他」及びこの注意事項「１０.②」に該当する場合は「非被用者」の「□」に「レ」を記入してください。

５．「増減額事由」の欄は、いずれか該当するものの「□」に「レ」を記入し、「その他」に該当する場合は、備考欄にその理由を具体的に記入してください。
(※「里親等への委託又は児童福祉施設等への入所」については、委託又は入所が２月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。)

６．「発生年月日」の欄は、「増減額事由」の発生した年月日を記入してください。

７．「支給要件子ども」の欄は、請求者(受給者)が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある全ての子(増減額改定認定請求の場合は増減額の原因となる子)について、記入してください。

８．「生計関係」の欄は、次によって該当するものに○を記入してください。
①　「同一」は、子どもが請求者(受給者)自身の子である場合や請求者(受給者)が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者(受給者)がその子と生計を同じくしていることをいいます。
②　「維持」は、子どもが請求者(受給者)自身の子でない場合で、請求者(受給者)がその子の生計を維持していることをいいます。

９．子どもが海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。

１０．「加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、請求者(受給者)の請求の日における公的年金制度の加入の状況について次により記入してください。
①　加入している公的年金制度について、いずれか該当するものの「□」に「レ」を記入してください。「その他」に該当する場合は、(　)内にその年金の名称を記入してください。
②　「厚生年金保険」に該当する場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。

１１．この請求書には、受給資格認定請求又は増額改定認定請求の場合は、支給対象及び支給要件となる子どもについて、次の書類を添えて提出してください。
①　子どもが他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その子どもの属する世帯の全員の住民票の写し
②　子どもが海外に留学している場合は、当該子どもが日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き３年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
③　子どもが請求者(受給者)自身の子であり、請求者(受給者)がその子どもと別居している場合は、請求者(受給者)のその子どもに対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④　請求者(受給者)が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤　請求者(受給者)が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥　子どもが請求者(受給者)自身の子でない場合は、父母とその子どもとの養育関係及び請求者(受給者)とその子どもとの養育関係を明らかにすることができる書類(請求者(受給者)が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
⑦　生計を同じくしない配偶者等と別居し、子どもと同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧　請求者(受給者)が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

〈備考〉

１．必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
２．受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

（上）
請求者の健康保険証
請求者名義の口座確認書類　貼付欄